

## <退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収について>

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することになっています。

退職される方で退職手当に係る税額が発生する場合には、P14「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

### 1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、天草市内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人及び死亡退職の人は、納税義務はありません。

### 2 税額の計算

退職所得に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市民税6%、県民税4%）を適用して計算します。具体的な計算例は次頁をご覧ください。

#### (1) 退職所得金額の計算

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

※特定役員等の場合、1/2はなし

#### (2) 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ. 勤続年数が20年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、} 80 \text{ 万円})$$

ロ. 勤続年数が20年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

なお、退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

### 3 納入及び納入申告書

(1) 納入書は給与分の欄と退職所得分の欄とに分かれていますので、必ず**退職所得分の欄に記入して、徴収した月の翌月10日までに納入**してください。

(2) **納入申告書は、納入済通知書の裏面に記入**するようになっていますので、必要事項を記入し、納入してください。

(3) 退職所得分を納入した場合は、P12の計算例とP13の記入例を参考に「**退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書（申告書）**」を必ず提出してください。

## <退職所得(分離課税)に係る市民税・県民税の所得割額の計算例>

(1ヶ所から退職所得を受けた場合)

住 所：天草市東浜町1-1	.....	A欄
退職した年の1月1日現在の住所：天草市東浜町1-1	.....	B欄
退職者氏名：天草 太郎	.....	C欄
生年月日：昭和33年11月11日	.....	D欄
退職金：14,223,632円	.....	E欄
就職日：平成9年4月1日	.....	F欄
退職日：令和4年3月31日	.....	G欄
勤続年数：25年	.....	H欄

(参考) 特別徴収税額の計算の流れ

退職所得の金額 (収入金額－退職所得控 除額) × 1/2	×	税 率		=	税 額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

### 1 退職所得控除の計算

勤続年数が20年を超えているため

8,000,000円 + 700,000円 × (25年 - 20年) = 11,500,000円

11,500,000円 ..... I欄に記入

※ 1年未満の端数がある場合は1年に切り上げ

### 2 退職所得の計算

14,223,632円 - 11,500,000円 = 2,723,632円

1/2 前の金額 2,723,632円 ..... J欄に記入

### 3 退職所得に係る所得割額

2,723,632円 × 1/2 = 1,361,816円 (1,000円未満切り捨て)

1,361,000円 (課税される所得金額)

市民税 1,361,000円 × 6% = 81,660円 (100円未満切り捨て)

81,600円 ..... K欄に記入

県民税 1,361,000円 × 4% = 54,440円 (100円未満切り捨て)

54,400円 ..... L欄に記入

### 4 納入する市民税・県民税(特別徴収税額)の合計

81,600円 (市民税) + 54,400円 (県民税) = 136,000円

136,000円 ..... M欄に記入